第 18 期 定 時 株 主 総 会 その他の電子提供措置事項 (交 付 書 面 省 略 事 項)

事業報告

企業集団の現況に関する事項 事業の経過及び成果 財産及び損益の状況の推移 主要な事業内容 主要な事業所 従業員の状況 主要な借入先

会社の新株予約権等に関する事項 会社役員に関する事項 責任限定契約の内容の概要 役員等賠償責任保険(D&O保険)契約の内容の概要 社外役員に関する事項

その他企業集団の現況に関する重要な事項

会計監査人の状況 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結貸借対照表 連結損益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結注記表

計算書類

貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 会計監査人の監査報告書 監査等委員会の監査報告書

(2024年8月1日から2025年7月31日まで)

株式会社アイモバイル

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2024年8月1日~2025年7月31日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果に下支えされ、緩やかな回復基調で推移しました。一方、物価高やインフレの影響による消費者の節約志向の高まりから個人消費が伸び悩み、さらに金利上昇による景気減速懸念も加わり、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループは「"ひとの未来"に貢献する事業を創造し続ける」というグループビジョンの下、「コンシューマ事業」と「インターネット広告事業」の2つのセグメントによって構成されております。コンシューマ事業の主たる事業領域であるふるさと納税市場において、2024年度のふるさと納税受入額は、制度の認知度向上や国内景気の好調に加え、物価高に伴う生活防衛意識の高まりを背景に前年度比約1.1倍の1兆2,728億円に達し、引き続き堅調に成長しています。また、ふるさと納税の控除適用者数(ふるさと納税を実際に行い住民税控除適用された人数)は前年度比約1.1倍の約1,080万人と過去最高となり**、「地方創生の実現」という本来の趣旨に沿った制度として認知が広がる一方、ふるさと納税の利用率**は18.9%にとどまっており、制度が適切に機能する中で、市場拡大の余地は依然として大きく、今後も安定的な成長が見込まれております。

また、インターネット広告事業の主たる事業領域である国内インターネット広告市場における2024年のインターネット広告費は、前年比109.6%の3兆6,517億円と好調な成長を続けており**³、サーチ広告やソーシャルメディア広告、動画広告が牽引し、今後も市場は堅調に推移することが見込まれております。しかしながら、世界的な人々の行動・消費生活の変化は、広告単価の低迷など、当社の主力であるアドネットワーク事業へ大きな影響を及ぼしております。

このような事業環境の下、当社グループは、インターネットマーケティング企業として、祖業であるインターネット広告(アドネットワーク)事業で培ったテクノロジーとマーケティング・ノウハウを多角的に活用し、新たな市場の開拓と成長事業分野への投資を推し進め、更なる企業価値の向上に努めております。

地域産業振興などの社会課題を解決する機能を持つふるさと納税事業においては、「ふるなび」ブランドの認知度向上とプロモーション活動を推進し、契約自治体や会員を増やすと共に、自治体との共創による飲食や宿泊等、独自企画の体験型返礼品の拡充を図るほか、自治体との連携強化のため、ふるさと納税業務代行サービス**4を推進しております。また、ふるさと納税と宿泊予約を一連の流れとして提供する当社独自の仕組み**5により、ふるさと納税を利用した旅行の予約・決済がシームレスにご利用いただける「ふるなびトラベル予約」をローンチし、更なる顧客利便性の向上に努めております。一方で、厳しい事業環境が続くアドネットワーク事業は、事業構造の再構築を進めるとともに、リソースを成長市場であるインフルエンサー

-1 -

マーケティング事業やアプリ運営事業へシフトするなど、収益基盤の強化を図っております。さらに、社会課題を解決することで地方創生を実現するグリーンエネルギー事業では、太陽光発電所(営農型+野立て***)が当連結会計年度末時点において22ヶ所稼働しております。加えて、2025年4月1日に設立した小売電気事業を担う子会社「株式会社ふるなび電力」**7は、高圧電力需要家に対する電力供給や自治体との連携により、安定した電力供給と持続可能な社会の実現を目指したサービスの提供を進めてまいります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、21,528百万円(前年同期比114.9%)、 営業利益は4,133百万円(同116.5%)、経常利益は4,069百万円(同117.6%)、親会社 株主に帰属する当期純利益は2,957百万円(同122.2%)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む 数値を記載しております。

(コンシューマ事業)

コンシューマ事業では、ふるさと納税事業「ふるなび」及び周辺事業としてトラベル事業、レストランPR事業並びにポイントサービス事業を展開しております。主力事業であるふるさと納税事業「ふるなび」では、ふるさと納税市場の安定した成長が継続する中、競争優位性確保のための市場シェア20%の目標実現に向け、継続的なプロモーションや、累計72万ダウンロードを突破した「ふるなびアプリ」を通じた顧客エンゲージメント向上施策を積極的に実施し、前年同期比で寄附受付金額、寄附件数及び会員数が順調に伸長いたしました。また、周辺事業である「ふるなびトラベル」では、宿泊・飲食店などの提携施設数が順調に拡大し、顧客体験の向上を通じた継続的な利用を促すことでリピーターの増加及び新規顧客の獲得に寄与しました。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は19,059百万円(前年同期比119.5%)、セグメント利益は4,021百万円(同116.7%)となりました。

(インターネット広告事業)

インターネット広告事業では、アドネットワーク事業、インフルエンサーマーケティング事業、メディアソリューション事業、広告代理店事業(サイバーコンサルタント社)、アプリ運営事業(オーテ社等)を展開しております。アプリ運営事業では、収益モデルの多角化と、顧客層、市場の拡大に向けた他社との協業によるポイ活**市場や、海外市場の開拓を推進しており、収益に貢献しております。メディアソリューション事業では、顧客の作業工数削減、収益の最大化を支援する「スマートタグ**」に追加機能を実装するなど更なる機能の強化に努めております。一方で、

— 2 —

アドネットワーク事業における大口顧客などの広告費予算の減少が当社の収益に与える影響は依然として続いており、売上高、セグメント利益共に前年同期比で減収減益となりました。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は2,411百万円(前年同期比87.5%)、セグメント利益は153百万円(同46.2%)となりました。

- ※1 出典:総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果」、 2025年7月31日公表
 - なお、ふるさと納税受入額等の実績は、住民税の計算期間と異なり、自治体の事業年度(4月1日~翌年3月31日)の状況を集計したものであります。
- ※2 ふるさと納税の利用率は「総務省発刊:各年度の課税における住民税控除額の実績等」及び「総務省発刊:各年度の市町村税課税状況等の調」を参考に 当社にて算出
- ※3 出典:株式会社電通「2024年 日本の広告費」、2025年2月27日発表
- ※4 ポータルサイトへの掲載、配送管理、事業者及び寄附者対応など複雑なふる さと納税の運営業務を代行
- ※5 ふるなびトラベル予約におけるビジネスモデル特許「特許第7624263号」
- ※6 土地に直接、太陽光発電設備を設置して売電する方法
- ※7 2025年6月1日より、小売電気事業を開始いたしました。
- ※8 「ポイント活動」の略で、ポイントを貯めたり、貯まったポイントを活用することなどの総称
- ※9 ひとつのタグで、広告枠の最適化やポリシー違反検知など複数の機能をワンパッケージで提供するプロダクト

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区	分	第15期 2022年7月期	第16期 2023年7月期	第17期 2024年7月期	第18期 (当連結会計年度) 2025年7月期
売	上 高	13,933百万円	16,426百万円	18,735百万円	21,528百万円
経常	利 益	3,839百万円	3,434百万円	3,459百万円	4,069百万円
親会社株主に帰	帚属する当期純利益	2,678百万円	2,404百万円	2,420百万円	2,957百万円
1株当た	り当期純利益	125.04 円	39.93 円	42.13 円	51.40 円
総	資 産	18,193百万円	21,721百万円	24,488百万円	27,264百万円
純	資 産	13,406百万円	14,079百万円	15,633百万円	16,221百万円
1株当力	きり純資産	662.71 円	241.16 円	268.94 円	288.28 円

⁽注) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第 16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産 を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区	分	第15期 2022年7月期	第16期 2023年7月期	第17期 2024年7月期	第18期 (当事業年度) 2025年7月期
売	上 高	12,459百万円	15,467百万円	17,774百万円	
経常	有 益	3,213百万円	3,232百万円	3,323百万円	4,100百万円
当 期	純 利 益	2,295百万円	2,264百万円	2,354百万円	3,056百万円
1株当た	とり当期純利益	107.15 円	37.60 円	40.99 円	53.13 円
総	資 産	16,930百万円	20,445百万円	23,129百万円	
純	資 産	12,380百万円	12,913百万円	14,401百万円	15,088百万円
1 株当	たり純資産	611.71 円	221.02 円	247.56 円	268.06 円

⁽注) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第 16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産 を算定しております。

(3) 主要な事業内容

2025年7月31日現在

事 業	事 業 内 容
コンシューマ事業	ふるさと納税事業、トラベル事業、レストランPR事業、ポイントサービ ス事業等
インターネット広告事業	アドネットワーク事業、インフルエンサーマーケティング事業、メディア ソリューション事業、広告代理店事業、アプリ運営事業等

- (4) 主要な事業所
- ① 当社

本社 東京本社 東京都渋谷区 営業所 関西支社 大阪府大阪市北区

② 子会社等

国内 東京都渋谷区

- (5) 従業員の状況
 - ① 企業集団の従業員の状況

2025年7月31日現在

従業員数	前連結会計年度末比増減
215 (-) 名	△4 (-) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、() 内に外数で記載しております。
 - 2. 臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。
 - ② 当社の従業員の状況

2025年7月31日現在

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
215 (-) 名	△2 (-) 名	36.00歳	6.41年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、() 内に外数で記載しております。
 - 2. 臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。
- (6) 主要な借入先 該当事項はありません。
- (7) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回無償新株予約権			
決議年月日	2021年4月26日			
新株予約権の数	100個			
新株予約権の払込金額	無償			
保有者数の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員を除く) 1			
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 30,000株			
新株予約権の行使時の払込金額	494円			
新株予約権の行使期間	自 2023年4月27日 至 2031年4月26日			
新株予約権の行使の条件	(注1)			

(注1)① 新株予約権者は権利行使期間中、以下に定める各期間における個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

2023年4月27日~2024年4月26日: 付与された個数の1/3 2024年4月27日~2025年4月26日: 付与された個数の2/3 2025年4月27日~2031年4月26日: 付与された個数の全て

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会 社の取締役、監査等委員、従業員又はその他これに準ずる地位を有して いなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は 定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合 は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合その相続人による本新株予約権の権利行使 は認めないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特 例として認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における 授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行 うことはできない。
- ⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注2)上記には、役員就任前に付与されたものも含めて記載しております。
- (注3) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行

っております。当該株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数及び 2023年11月1日以降に行使する新株予約権の行使時の払込金額を調整してお ります。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3)その他新株予約権等に関する重要な事項

	第1回有償新株予約権
決議年月日	2021年4月26日
新株予約権の数	1,840個
新株予約権の目的となる株式の 種類と数	普通株式 552,000株 (新株予約権1個につき300株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり800円
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個あたり130,500円 (1株あたり435円)
新株予約権の行使期間	自 2022年7月期決算確定日 至 2027年5月13日
新株予約権の行使の条件	(注1)

- (注1)① 新株予約権者は2022年7月期から2025年7月期までの4事業年度(以下、「判定期間」という。)のいずれかにおいて、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)に記載された営業利益が下記に掲げる水準を満たすことを条件として、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「権利行使可能割合」という。)を限度として、本新株予約権を行使することができる。但し、本件新株予約権を行使することができる時期及び個数には下記②で定める条件を設けるものとする。
 - (a) 判定期間のいずれかの事業年度における営業利益が42億円を超過 した場合

権利行使可能割合30%

(b) 判定期間のいずれかの事業年度における営業利益が45億円を超過した場合

権利行使可能割合100%

本号に定める営業利益の判定は、以下に定めるとおりとする。有価証券報告書における監査済の連結損益計算書記載の金額を基準とする。

営業利益の額について、合併、株式譲渡、新株の発行、株式交換、株式 移転及び会社分割等(本新株予約権の発行決議日以降に生じたものに限 る。以下「合併等」という。)に起因した増加と取締役会が認める場合 には、連結損益計算書記載の営業利益の額から合併等に起因した営業利 益の増加分を控除する。

- ② 新株予約権者は上記①(a)又は(b)に定める条件を達成した場合、当該条件達成事業年度の翌事業年度以降においては以下に定められた割合の個数を限度として本新株予約権を行使することができる。
 - (イ) 上記①(a)に定める条件を達成した場合
 - ・条件を達成した事業年度の翌事業年度:付与された個数の15%
 - ・条件を達成した事業年度の翌2事業年度:付与された個数の30%
 - (ロ)上記①(b)に定める条件を達成した場合
 - ・条件を達成した事業年度の翌事業年度:付与された個数の50%
 - ・条件を達成した事業年度の翌2事業年度:付与された個数の全部なお、上記①(a)及び(b)に定める条件が段階的に達成された場合は、上記(ロ)のうち、条件を達成した事業年度の翌事業年度に行使可能な新株予約権の個数を「付与された個数の35%」に読み替えた上で、各条件の達成毎に行使可能となる本新株予約権の個数を合算した個数を限度として本新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会 社の取締役、監査等委員、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準 ずる地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退 職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでは ない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注2) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数及び2023年11月1日以降に行使する新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役(監査等委員である取締役を含む)は、職務の遂行にあたり 期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定 に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりま す。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額と しております。

(2)役員等賠償責任保険(D&O保険)契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。

なお、次回更新時も同内容で更新する予定です。

(3) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	主な活動状況
取締役	田中邦	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長、最高経営責任者 株式会社田中邦裕事務所 代表取締役社長 株式会社i-plug 社外取締役 BBSakura Networks株式会社 社外取締役 株式会社ABEJA 社外取締役 特定非営利活動法人日本データセンター協会 理事長 ユメノソラホールディングス株式会社 社外取締役 一般社団法人関西経済同友会 常任理事 一般社団法人ソフトウェア協会 会長 株式会社Tellus 取締役 一般社団法人沖縄イノベーションベース代表理事	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとには当社をもとに当当社の経営とがです。 当時では、一部では、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、10
取締役	嶋 耳	株式会社ネオキャリア 社外取締役 ハンファソリューションズ株式会社 社外取締役 株式会社アプレ 社外取締役	当事業年度開催の取締役会には18回中18回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、必要に応じ、当社の経営より、由・ガバナンス体制強しの役割を適切に果たしております。

地 位	氏 :	名	重要な兼職の状況	主な活動状況
取締役	崔 真	淑	株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役 株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 社外取締役	社外取締役就任後に開催された取締役就任後に開催された取締役会には、14回中13回出席をコノミストい見識な必要に流が、当見をとと上有用な指示がより場合である。 経代でおり、出り、のとはが、ボールのとは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1400年のでは、
取締役(常勤監査等委員)	轟幸	夫	株式会社ジーニー 社外取締役(監査等委員) オーテ株式会社 監査役	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回、また監査等委員会には、20回中20回出席し、インターネ変役の経験と が理土としての審判的な見地 がら、適宜必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員)	石本 忠	次	株式会社メンターキャピタルホールディングス 代表取締役 ユナイテッド株式会社 社外取締役 ビジョナル株式会社 社外取締役 (監査等委員) サンブリッジ株式会社 社外監査役 株式会社Blue Planet-works 社外取締役(監査等委員) 株式会社ツクルバ 社外取締役(監査等委員)	当事業年度開催の取締役会に は、18回中18回、また監査等 委員会には、20回中20回出席 し、主に税理士としての専門 的な見地から、適宜必要な発 言を行っております。
取締役(監査等委員)	髙 木	明	高木公認会計士事務所 所長 ビットバンク株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社REXEV 社外監査役 エルピクセル株式会社 社外監査役 株式会社KIC 代表取締役 株式会社Gaudi Clinical社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、18回中18回、また監査等委員会には20回中20回出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。

⁽注) オーテ株式会社は、当社連結子会社であります。上記兼職先のうち、同社以外の会社につきましては、当社との間に特別な利害関係はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			43	百万	河
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額			43	百万	河

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査等委員会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の 監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、これらに ついて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項 の同意を行っております。
- (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会 社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであ ります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制
- (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するため、行動指針を制定し、全社に周知・徹底しております。
- (b) 当社は、法令違反等その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を 図るため、社内に内部通報窓口を設置し、さらに弁護士等を配置した社外通報 受付窓口を設けております。
- (c) 代表取締役社長は、内部監査担当を指名し、定期的に内部監査を実施し、職務 の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われるかを検証しております。
- (d) 監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査しております。
- (e) 当社は、役員及び使用人の服務規程、法令等違反の行為については、就業規則 に基づき適正に処分いたします。
- (f) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用いたします。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- (g) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には、断固としてこれを拒絶いたします。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」 等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理いたします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて、適切に識別し、管理するために必要な措置を講じます。
- (b) 大規模災害等が発生した場合に備え事業継続計画 (BCP) を策定しております。 万一、事業停止となった場合に速やかに再開できる手順や体制を整えると共に 緊急連絡体制を構築するなど、緊急時における適切なリスク管理体制を整備し ております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
- (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行 うため、職務権限規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの 責任者が意思決定ルールに基づき業務を分担しております。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制
 - (a) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
- (b) 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づいて当社の子会社管理状況及び子会 社の業務活動について内部監査を実施しております。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員である取締役を 除く)からの独立性に関する事項
 - (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等 委員会の職務を補助する使用人を配置するものとします。
 - (b) 監査等委員会より監査等委員会の補助の要請を受けた使用人は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会 への報告に関する体制
- (a) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び 使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
- (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれ のある事実を発見したときには、速やかに監査等委員会に報告いたします。
- (c) 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告いたします。
- (8) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる体制を整備し、また、当社の監査等委員会は必要に応じて子会社の取締役、監査役及び使用人に対して、報告を求めることができるものとします。
- (9) 不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 監査等委員会に報告した当社又は子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、 通報又は相談したことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、報告者を 保護します。
- (10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査等委員である取締役が職務を執行する上で、必要な費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払います。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員会には、法令に従い、社外取締役である監査等委員を含み、公正か つ透明性を担保いたします。
- (b) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図 ります。
- (c) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、 相互の連携を図ります。
- (d) 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備すると 共に、適正な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するため の体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する事項

当事業年度において、取締役会を18回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。

(2) コンプライアンスに関する事項

2 当社は、役職員に対して、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識向上に取り組んでおります。また、社内に内部通報窓口を設置し、さらに弁護士等を配置した社外通報受付窓口を設けることで、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

(3) リスク管理に関する事項

´ 当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が事業遂行に関わるリスクについて整備を行うと共に、活動状況に関し、適宜取締役会に対して報告を行っております。

(4) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて、子会社の状況について当社に報告される体制としており、コンプライアンスの管理及びリスク管理をグループ全体に浸透させ、コーポレート・ガバナンスの実効を図っております。

(5) 監査等委員会監査に関する事項

常勤監査等委員は、取締役会のほか、各委員会等に出席し、必要に応じ適宜意見を述べております。また、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行っており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財政及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本 方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23, 835	流 動 負 債	10, 912
現金及び預	金 20,496	買 掛 金	508
売掛	金 2,380	未 払 金	1,155
前払費	用 769	未 払 法 人 税 等	807
その	他 191	預 り 金	4,769
		賞 与 引 当 金	92
貸倒引当	金 △1	販売促進引当金	2,944
固 定 資 産	3, 428	ポイント引当金	7
有形固定資産	1,084	そ の 他	626
建	物 364	固 定 負 債	131
 工具、器具及び備	品 125	資 産 除 去 債 務	131
その	他 595	負 債 合 計	11,043
		(純資産の部)	
無形固定資産	380	株 主 資 本	16, 112
ソフトウエ	ア 331	資 本 金	152
そ の	他 48	資 本 剰 余 金	73
投資その他の資産	1,963	利 益 剰 余 金	17, 134
投資有価証	券 462	自 己 株 式	△1,248
繰延税金資	産 1,139	その他の包括利益累計額	44
		その他有価証券評価差額金	44
その	他 361	新 株 予 約 権	64
貸 倒 引 当	金 △0	純 資 産 合 計	16, 221
資 産 合 計	27, 264	負債・純資産合計	27, 264

連結損益計算書

(2024年8月1日から) (2025年7月31日まで)

		科	目		金	額
売		上	高			21,528
売		上	原価			28
	売	上	総利	益		21,500
販	売	費及び一	般管理費			17, 367
	営	業	利	益		4, 133
営		業外	収 益			
	受	取	利	息	17	
	受	取	配当	金	0	
	そ		Ø	他	2	19
営		業外	費用			
	投	資 有 価	証券 評価	損	4	
	寄		附	金	69	
	そ		0	他	9	83
	経	常	利	益		4, 069
特		別	利 益			
	投	資 有 価	証 券 売 却	益	239	
	玉	庫 補 助	」 金 受 贈	益	10	
	そ		Ø	他	1	252
特		別	損 失			
	減	損	損	失	148	
	本	社 移 転	関連費	用	37	
	そ		Ø	他	10	197
	税	金 等 調 整	前当期純利	益		4, 124
	法	人 税、 住 民	引税及び事業	税	1,365	
	法	人 税	等 調 整	額	△197	1, 167
	当	期	純 利	益		2, 957
	親	会社株主に帰	属する当期純利	益		2, 957

連結株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から) 2025年7月31日まで)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	152	73	15, 446	△227	15, 445		
当期変動額							
剰余金の配当		-	△1,267	ı	△1,267		
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	_	2, 957	ı	2,957		
自己株式の取得	1	-	ı	△1,124	△1,124		
自己株式の処分		△8	-	102	94		
譲渡制限付株式報酬		7	-	_	7		
利益剰余金から資本剰 余金への振替	-	0	△0	_	-		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	_	_	_	_	_		
当期変動額合計	_	_	1,688	△1,021	667		
当期末残高	152	73	17, 134	△1,248	16, 112		

	その他の包括	5利益累計額		
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	51	51	136	15,633
当期変動額				
剰余金の配当	1	-	_	△1,267
親会社株主に帰属する 当期純利益	ı	I	-	2, 957
自己株式の取得	ı	ı	1	△1,124
自己株式の処分	1	1	_	94
譲渡制限付株式報酬			_	7
利益剰余金から資本剰 余金への振替	ı	I	_	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△6	△6	△72	△79
当期変動額合計	△6	△6	△72	587
当期末残高	44	44	64	16,221

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称 連結子会社の数 2社 主要な連結子会社の名称 株式会社サイバーコンサルタント、オーテ株式会社
 - (2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社の名称

株式会社アカラ、株式会社ふるなび電力

非連結子会社は、小規模であり、合計の純資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計 算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しており ます。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称 該当事項はありません。
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等主要な非連結子会社の名称

株式会社アカラ、株式会社ふるなび電力

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及 び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても 連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がな いため、持分法適用の範囲から除外しております。

- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券
 - ① 子会社株式(持分法非適用の非連結子会社) 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引 法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3~15年

工具、器具及び備品 4~15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づ き当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 販売促進引当金

ユーザーに対して付与したインセンティブの使用に伴う販売促進費の 支出に備えるため、過去の実績を基礎として翌連結会計年度以降におい て使用されると見込まれる額を計上しております。

④ ポイント引当金

ユーザーに対して付与したポイントの利用に備えるため、翌連結会計 年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① コンシューマ事業

コンシューマ事業は、主にふるさと納税のプラットフォームの提供により、地方自治体に対して寄附者からの寄附申込を受け付けることを履行義務として識別しております。寄附申込を顧客が承認する都度、財又はサービスが移転するため、契約期間にわたり承認される寄附金額に応じて収益を認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として 認識しております。

② インターネット広告事業

インターネット広告事業は、主に広告主とメディアを効率的にマッチングするプラットフォームの提供によるインターネット広告取次サービスであり、取次サービスの提供を履行義務として識別しております。当社の提供する取次サービスはインターネット広告配信のプラットフォームを通じて媒体の広告枠に配信・掲載する都度、履行義務が充足されるため、契約期間にわたり媒体に配信・掲載された広告数に応じて収益を認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として 認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

販売促進引当金の計上基準

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
販売促進引当金	2,944

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、ユーザーに対して付与したインセンティブの使用に伴う 販売促進費の支出に備えるため、販売促進引当金を計上しております。

販売促進引当金の算定にあたっては、過去のインセンティブの使用実績から将来使用される額を見積もっており、ユーザーのインセンティブの使用見込みは過去の実績と同程度という仮定に基づいております。

ユーザーの将来のインセンティブの使用動向が大幅に変動した場合には、 翌連結会計年度の連結計算書類において、引当金の増加又は戻入の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

473 百万円

2. 国庫補助金による圧縮記帳額

機械及び装置(有形固定資産「その他」)

10 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	58, 147, 188	_	_	58, 147, 188

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年9月12日開催取締役会決議による配当に関する事項

① 配当金の総額 1.267百万円

② 配当の原資 利益剰余金

③ 1株当たり配当額 22円

④ 基準日 2024年7月31日

⑤ 効力発生日 2024年10月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年9月11日開催取締役会決議による配当に関する事項

① 配当金の総額

1,457百万円

② 配当の原資

利益剰余金

③ 1株当たり配当額

26円

④ 基準日

2025年7月31日

⑤ 効力発生日

2025年10月6日

3. 新株予約権等に関する事項

		目的	目的となる株式の数(株)						
内訳	目的となる株式の種類	当連結会計	当連結会	計年度	当連結会計	当連結会計 年度末残高 (百万円)			
	IN TO IN	年度期首	増加	減少	年度末				
第3回無償新株予約権	普通株式	277, 200		277, 200	_	_			
第4回無償 新株予約権	普通株式	390,000	_	32, 400	357,600	64			
第1回有償 新株予約権	普通株式	552,000		552,000		_			
合	·計	1,219,200		861,600	357,600	64			

(注) 1.目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2.新株予約権の減少は権利行使及び権利失効によるものであります。

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産を余資運用し、 投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関し ては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式 であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は短期間で決済 されるものであります。また、営業債務である買掛金及び未払金は支払期日 に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社グループは、営業債権について、新規取引先等の審査を行っており、 営業取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取 引先の状況を定期的にモニタリングすることにより財務状況の悪化等によ る回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - ② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理 当社グループは、投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況を把握しております。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)

当社管理部門が適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

市場価格がない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	143
匿名組合出資等	216
非上場関係会社株式	103

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 収益認識の時期別及びセグメント別に分解した金額は、以下のとおりであり ます。

(単位:百万円)

				(1 1-11-1	H / 4 4/
	幸	服告セグメン]) **
	コンシューマ 事業	インターネッ ト 広告事業	合計	調整額	連結計算書類 計上額
売上高					
一時点で移転される財	29	0	29	9	39
一定の期間にわたり移転される財	19,029	2,406	21,435	54	21,489
外部顧客への 売上高	19,059	2,406	21,465	63	21,528

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1) 契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

288円28銭

1株当たり当期純利益

51円40銭

貸借対照表

(2025年7月31日現在)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	22, 145	流 動 負 債	10,846
現金及び預	金 18,943	買 掛 金	509
売掛	金 2,259	未 払 金	1,120
前 払 費	用 761	未 払 費 用	201
そ の	他 180	未払法人税等	782
貸 倒 引 当	金 △0	預り金	4, 769
固定資産	3,920	賞 与 引 当 金	92
有 形 固 定 資	産 1,084	販売促進引当金	2, 944
建	物 364	ポイント引当金 そ の 他	1
		そ の 他 固 定 負 債	425 131
機械及び装	_	四 	131
工具、器具及び備		貝性除五領粉	131
土	地 31	負 債 合 計	10,977
建設仮勘	定 46	(純資産の部)	
無形固定資	産 294	株 主 資 本	14, 979
ソフトウエ	ア 246	資 本 金	152
そ の	他 47	資本剰余金	74
投資その他の資	産 2,541	資本準備金	74
投資有価証	券 359	利益剰余金	16,001
関係会社株	式 703	その他利益剰余金 自 己 株 式	16,001
操延税金資	産 1,117	評価・換算差額等	△1,248
株 連 恍 並 貞 そ の	他 361	その他有価証券評価差額金	44 44
		新株予約権	44 64
貸 倒 引 当	金 △0	純 資 産 合 計	15, 088
資 産 合 計	26, 065	負債・純資産合計	26, 065

損 益 計 算 書

(2024年8月1日から) (2025年7月31日まで)

			科		目				金	額
売			上			i	高			20, 596
売		F	:	原		1	価			28
	売		上	総		利		益		20, 568
販	売	費及	で -	- 般	管	理	費			16,611
	営		業		利	J		益		3, 957
営		業	外		収	3	益			
	受		取		利	J		息	16	
	受		取	配		当		金	210	
	そ			0)				他	2	228
営		業	外		費	J	用			
	投	資	有 価	証	券	評	価	損	4	
	寄			附				金	69	
	そ			の				他	11	85
	経		常		利	J		益		4, 100
特		別	J	利		3	益			
	投	資	有 価	証	券	売	却	益	239	
	国	庫	補」	助	金	受	贈	益	10	
	そ			の				他	1	252
特		別	J	損		4	失			
	減		損		損	Į		失	139	
	本	社	移	転	関	連	費	用	37	
	そ			の				他	10	188
	税	引	前	当	期	純	利	益		4, 163
	法	人 税	、 住.	民 税	及	び	事業	税	1,300	
	法	人	税	等	調		整	額	△193	1,107
	当		期	純		利		益		3, 056

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から) (2025年7月31日まで)

	株主資本						
			資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本剰余 金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	152	74	-	74	14, 213	14, 213	
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	△1,267	△1,267	
当期純利益	_	-	_	_	3,056	3,056	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	
自己株式の処分	-	-	△8	△8	-	-	
譲渡制限付株式報酬	_	-	7	7	-	_	
利益剰余金から資本剰余金へ の振替	-	-	0	0	△0	△0	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	_	_	-	_	
当期変動額合計			_	_	1,787	1,787	
当期末残高	152	74	_	74	16,001	16,001	

	株主	資本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△227	14, 212	51	51	136	14, 401
当期変動額						
剰余金の配当	-	△1,267	-	-	-	△1,267
当期純利益	-	3,056	-	-	-	3,056
自己株式の取得	△1,124	△1,124	_	-	-	△1,124
自己株式の処分	102	94	-	-	-	94
譲渡制限付株式報酬	-	7	_	-	-	7
利益剰余金から資本剰余金へ の振替	-	_	_	-	-	_
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	l	_	△6	△6	△72	△79
当期変動額合計	△1,021	766	△6	△6	△72	687
当期末残高	△1,248	14,979	44	44	64	15,088

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第 2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物 附属設備、機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3~15年

機械及び装置 8~17年

工具、器具及び備品 4~15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当 事業年度負担額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

ユーザーに対して付与したインセンティブの使用に伴う販売促進費の支出 に備えるため、過去の実績を基礎として翌事業年度以降において使用される と見込まれる額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ユーザーに対して付与したポイントの利用に備えるため、翌事業年度以降 において発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) コンシューマ事業

コンシューマ事業は、主にふるさと納税のプラットフォームの提供により、 地方自治体に対して寄附者からの寄附申込を受け付けることを履行義務とし て識別しております。寄附申込を顧客が承認する都度、財又はサービスが移 転するため、契約期間にわたり承認される寄附金額に応じて収益を認識して おります。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識 しております。

(2) インターネット広告事業

インターネット広告事業は、主に広告主とメディアを効率的にマッチングするプラットフォームの提供によるインターネット広告取次サービスであり、取次サービスの提供を履行義務として識別しております。当社の提供する取次サービスはインターネット広告配信のプラットフォームを通じて媒体の広告枠に配信・掲載する都度、履行義務が充足されるため、契約期間にわたり媒体に配信・掲載された広告数に応じて収益を認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

販売促進引当金の計上基準

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

_		(1 Ex : El /31 1,
		当事業年度
	販売促進引当金	2, 944

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 販売促進引当金 の計上基準 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 471百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 31百万円 短期金銭債務 57百万円

3. 国庫補助金による圧縮記帳額

機械及び装置 10百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

 営業取引(収入分)
 1百万円

 営業取引(支出分)
 795百万円

 営業取引以外の取引(収入分)
 210百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
普通株式(株)	526,800	1,800,015	226,800	2, 100, 015	

- (注) 1.自己株式の増加株式数は、2025年6月11日開催の取締役会決議による自己 株式の取得1,800,000株、単元未満株式の買取り15株であります。
 - 2.自己株式の減少株式数は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分226,800 株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延	税金	咨	産)
	ルロエ	、尺、	圧!

繰延税金負債合計

繰延税金資産純額

販売促進引当金	901百万円
株式報酬費用	39百万円
投資有価証券評価損	77百万円
減損損失	42百万円
未払費用	56百万円
未払事業税	67百万円
資産除去債務	41百万円
その他	47百万円
繰延税金資産小計	1,274百万円
評価性引当額	△77百万円
繰延税金資産合計	1,197百万円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△30百万円
その他有価証券評価差額金	△20百万円
未収事業税	△28百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国 会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法 人税」の課税が行われることになりました。

△79百万円

1,117百万円

これに伴い、2026年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差 異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から 31.52%に変更し計算しております。

この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び主要株主 (個人の場合に限る。)等

(単位:百万円)

種 類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び 主要株主	田中 俊彦	(被所有) 直接 6.76% 間接 22.28%	当社代表取締役会長	自己株式 の取得	298	_	_
役員及び 主要株主	野口 哲也	(被所有) 直接 6.47% 間接 21.42%	当社代表取締役社長	自己株式 の取得	268	_	_

(注) 自己株式の取得は、2025年6月11日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引金額は取引前日の終値によるものであります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載した内容と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

268円06銭

1株当たり当期純利益

53円13銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年9月17日

株式会社アイモバイル 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 藤 井 淳 一

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 新 庄 和 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイモバイルの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、株式会社アイモバイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係 る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会 計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計 算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報 告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企 業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年9月17日

株式会社アイモバイル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京 事務 所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 淳 一業務 執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員

公認会計士 新 庄 和 也

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイモバイルの2024年8月1日から2025年7月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成すること が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているもの と認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事 項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月25日

株式会社アイモバイル 監査等委員会

常勤監査等委員 轟 幸 夫 印

監査等委員 石本忠次 印

監査等委員 髙木 明印

(注)監査等委員3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上